協定項目番号	15	協定項目名	組織及び事務機構の取扱い
調整方針	組織及び事務機構の取扱いについての基本的な方針及び具体的な方針は、次のとおりとする。		

基本的な方針

１．合併の目的、効果の視点から

高度化、多様化する行政ニーズや地方分権などに対応できる行財政基盤の充実を図ると共に、行政の効率化やスリム化を目的としていることから現有施設の有効利用を基本に、その効果が期待できるように次の点に留意した組織・事務機構とする。

（１）組織の統廃合による職員数の適正化と専門化の推進
（２）指揮管理系統の簡素化

２．住民サービスの視点から

人口や面積等規模が拡大し、また現在の役場が支所に、支所が出張所になることから、現在の住民サービスの維持や新市における同一水準のサービス提供などができるように、次の点に留意した組織・事務機構とする。

（１）窓口サービス
（２）日常生活に関連する事務事業、サービス
（３）地域の状況や特性に応じた地域的事業

３．地域コミュニティ（住民自治）の視点から

それぞれの市町が有する伝統、文化、歴史、自然などの地域特性を生かし、今日まで培われてきた様々な地域活動や住民自治などを継続すると共に、地域特性に応じた新たなまちづくりが展開できるように、自治組織づくりなど地域コミュニティの推進に向けて支援、先導できる機能に留意した組織・事務機構とする。

４．新市のまちづくりの視点から

新市としての一体性を目指し、新市に引き継ぐ事務事業や新市まちづくり計画に基づくまちづくり施策などをスムーズに進めていくための組織・事務機構とする。

５．円滑な移行を行うために

合併という大きな変革に際して、行政運営が混乱することは回避しなければならない。また、住民においても困惑が生じることなく、分かり易い組織・事務機構とする必要がある。こうしたことに配慮し、一定の移行期間を設け、激変を避けながら組織・事務機構を考えることとする。